

名ばかり管理職問題 専門家に聞く 解決への糸口探る

無理な線引き廃止を



弁護士 浅井 隆氏

「名ばかり管理職問題」は、たかし、83年慶大卒。90年弁護士登録。第一法律事務所所長。企業法務に携わる。47歳。

管理職定義法律で



弁護士 東 一郎氏

「名ばかり管理職問題」は、たかし、85年中央大卒。97年弁護士登録。第一法律事務所所長。企業法務に携わる。46歳。

管理職としての権限や待遇が与えられていないのに「名ばかり管理職」として扱われる。労働基準法における管理監督者(管理職)と、現実の管理職の実情との差が大きいことがある。労働法に詳しい二人の弁護士と、社会保険労務士の資格を持つ人事コンサルタント一人の合計三人の専門家に問題解決の糸口を聞いた。(菊池弘康、黒井将人)

「当社の線引きはこれでいいの」などの相談が。まずは無理のある線引きをやめて、管理監督者から外れる社員には残業代を支払う。それと対応すればいいか。」
「一般的に管理監督者の条件を満たすのは部長クラス以上と考える。これを下げて企業は成長する。名ばかり管理職の問題を機会に、改めて人事制度を考えてみる」といいます。

「経営者の良心に期待しては進まない。労使が管理監督者に当たる役割や残業代の支払い方法を話し合っておく必要がある。労働者の健康や家族との生活時間を奪う働き方を容認してはならない」

「名ばかり管理職問題」は、たかし、83年慶大卒。90年弁護士登録。第一法律事務所所長。企業法務に携わる。47歳。

「名ばかり管理職問題」は、たかし、85年中央大卒。97年弁護士登録。第一法律事務所所長。企業法務に携わる。46歳。

「労基法に管理監督者の条件を明記することも考えられる。判例と通達だけで、法律に書かれていないから名ばかり管理職が横行する側面もある。立法化すれば企業も対応しなければならなくなる」



ブレインコンサルティングオフィス社長 北村 庄吾氏

「名ばかり管理職問題を解決するには、一、残業代を払う義務のない管理監督者の条件について、厚生労働省の通知などは経営者との一体性の出退勤の自由裁量条件を満たしているのは、

「私把握している管理監督者の判断を巡る二十九件の裁判のうち、企業が勝訴した」

「一月には日本マクドナルドに店長への残業代の支払いを命じる判決が東京地裁であった。」

「経営者は残業が多い原因を調べるべきだ。仕事が多すぎると、社員は能力不足の責めを押し付けられ、設備投資や人員拡充、配置の見直しなどを適切に行えば残業時間は減らされる。問題の有無に関係なく、業務効率化に取り組まなければならぬ」

残業削減努力も必要

「資金などの優遇措置」の三点を挙げている。ただ、中小企業を三つの条件を満たしているのは、

「法律で管理監督者に

「法律で管理監督者に

「法律で管理監督者に